

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条 例関連
◎政策企画部 政策企画課						
1	合併協議会設置請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第1条第2項		7日	
2	同一請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第27条第4項		7日	
3	地域来訪者等利便増進活動計画の認定及び変更認定	地域再生法	第17条の7第8項及び第13項		30日	
4	地域再生推進法人の指定	地域再生法	第19条第1項		30日	
◎政策企画部 まちづくり定住課						
5	指定地域共同活動団体の指定	地方自治法	第260条の49第2項		30日	
6	指定公金事務取扱者の指定	地方公営企業法	第33条の2		90日	
7	特定非営利活動法人の設立の申請書の受理及び設立の認証(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。以下同じ。)	特定非営利活動促進法	第10条第1項		30日	○
8	特定非営利活動法人の定款の変更の認証	特定非営利活動促進法	第25条第3項		30日	○
9	特定非営利活動法人の解散の認定	特定非営利活動促進法	第31条第2項		30日	○
10	特定非営利活動法人の残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証	特定非営利活動促進法	第32条第2項		30日	○
11	特定非営利活動法人の合併の認証	特定非営利活動促進法	第34条第3項		30日	○
◎総務部 危機管理課						
12	罹災証明書の交付	災害対策基本法	第90条の2第1項		15日	
◎総務部 総務課						
13	開示請求に対する決定	個人情報の保護に関する法律	第82条		開示請求があった日から30日以内(第83条第1項)	
14	訂正請求に対する決定	個人情報の保護に関する法律	第93条		訂正請求があった日から30日以内(第94条第1項)	
15	利用停止請求に対する決定	個人情報の保護に関する法律	第101条		利用停止請求があった日から30日以内(第102条第1項)	
16	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項		15日	
17	地縁による団体の認可	地方自治法	第260条の2第1項		20日	
18	告示事項に関する証明書の交付	地方自治法	第260条の2第12項		15日	
19	地縁による団体の規約の変更の認可	地方自治法	第260条の3第2項		15日	
20	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可	地方自治法	第260条の31第2項		50日	
21	認可地縁団体の合併の認可	地方自治法	第260条の39第3項		20日	
22	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付	地方自治法施行令	第91条第2項		15日	
23	国有財産を施行地区に編入することについての承認	土地区画整理法	第7条(第10条第3項、第17条又は第39条第2項において準用する場合を含む。)		30日	○

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条 例関連
24	国有財産を含めて第5条第1項の一定の地域を定めることの承認(第50条各項に規定する場合及び代替施設を設置しない場合において用途廃止の面積が1万平方メートルを超える場合を除く。)	土地改良法	第5条第6項(第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項若しくは第10項、第87条の2第10項、第87条の3第6項、第88条第6項、第96条の2第7項又は第96条の3第5項において準用する場合を含む。)		30日	○
◎総務部 人事課						
25	副知事等の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第121条		15日	
◎健康福祉部 地域福祉課						
26	社会福祉法人の認可	社会福祉法	第32条		30日	
27	評議員会の招集の許可	社会福祉法	第45条の9第5項		15日	
28	定款の変更の認可	社会福祉法	第45条の36第2項		15日	
29	解散の認可及び認定	社会福祉法	第46条第2項		30日	
30	吸収合併の認可	社会福祉法	第50条第3項		30日	
31	新設合併の認可	社会福祉法	第54条の6第2項		30日	
32	社会福祉充実計画の承認	社会福祉法	第55条の2第1項		30日	
33	社会福祉充実計画の変更の承認	社会福祉法	第55条の3第1項		15日	
34	社会福祉充実計画の終了の承認	社会福祉法	第55条の4		30日	
35	社会福祉連携推進法人の認定	社会福祉法	第125条		30日	
36	定款の変更の認可	社会福祉法	第139条第1項		15日	
37	社会福祉連携推進方針の変更の認定	社会福祉法	第140条		15日	
38	代表理事の選定及び解職の認可	社会福祉法	第142条		30日	
39	保護の開始の申請に対する処分	生活保護法	第24条第3項		申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能(法第24条第5項)	
40	保護の変更の申請に対する処分	生活保護法	第24条第9項		申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能(法第24条第5項)	
41	就労自立給付金の支給	生活保護法	第55条の4第1項		申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能(通知による)	
42	進学・就職準備給付金の支給	生活保護法	第55条の5第1項		申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能(通知による)	

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条例関連
43	障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の3第1項		40日	
44	特例障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の4第1項		30日	
45	通所給付決定の変更承認	児童福祉法	第21条の5の8第1項		15日	
46	高額障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の12第1項		30日	
47	放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給	児童福祉法	第21条の5の13第1項		60日	
48	肢体不自由児通所医療費の支給	児童福祉法	第21条の5の29第1項		30日	
49	障害児相談支援給付費の支給	児童福祉法	第24条の26第1項		30日	
50	特例障害児相談支援給付費の支給	児童福祉法	第24条の27第1項		30日	
51	指定障害児相談支援事業者の指定	児童福祉法	第24条の28第1項		30日	
52	指定障害児相談支援事業者の指定の更新	児童福祉法	第24条の29第1項		30日	
53	通所受給者証の再交付	児童福祉法施行規則	第18条の6第9項		15日	
54	障害児福祉手当の受給資格認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第19条		40日	
55	障害児福祉手当の受給資格の再認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条		40日	
56	特別障害者手当の受給資格の認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		40日	
57	特別障害者手当の受給資格の再認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		40日	
58	指定地域密着型サービス事業者の指定	介護保険法	第78条の2第1項		30日	
59	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第78条の12		15日	
60	複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の公募指定	介護保険法	第78条の13第1項		30日	
61	指定居宅介護支援事業者の指定	介護保険法	第79条		30日	
62	指定居宅介護支援事業者の指定の更新	介護保険法	第79条の2第1項		30日	
63	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	介護保険法	第115条の12第1項		30日	
64	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第115条の21		15日	
65	指定介護予防支援事業者の指定	介護保険法	第115条の22第1項		30日	
66	指定介護予防支援事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第115条の31		15日	
67	指定事業者の指定	介護保険法	第115条の45の5		30日	
68	指定事業者の指定の更新	介護保険法	第115条の45の6第1項		30日	
69	生活困窮者住居確保給付金の支給	生活困窮者自立支援法	第6条第1項		30日	
70	介護給付費等の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第19条第1項		40日(ただし、障害支援区分認定を伴う場合は、認定日から30日)	
71	支給決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第24条第1項		30日	
72	介護給付費又は訓練等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第29条第1項		40日	
73	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第30条第1項		30日	
74	介護給付費等の負担額の特例認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第31条		30日	
75	特定障害者特別給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第34条第1項		40日	
76	特例特定障害者特別給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第35条第1項		40日	
77	地域相談支援給付費等の相談支援給付決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の5第1項		30日	
78	地域相談支援給付決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の9第1項		30日	
79	地域相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の14第1項		40日	

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条例関連
80	特例地域相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の15第1項		30日	
81	計画相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の17第1項		40日	
82	特例計画相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の18第1項		30日	
83	指定特定相談支援事業者の指定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の20第1項		30日	
84	指定特定相談支援事業者の指定の更新	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の21第1項		30日	
85	自立支援医療費の支給認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第52条第1項		60日	
86	支給認定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第56条第1項		60日	
87	自立支援医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第58条第1項		40日	
88	療養介護医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第70条第1項		40日	
89	基準該当療養介護医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第71条第1項		40日	
90	補装具費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第76条第1項		30日(ただし、身体障害者更生相談所等の判定及び助言が必要な場合は、判定(助言)後20日)	
91	高額障害福祉サービス等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第76条の2第1項		30日	
92	受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	第16条		30日	
93	地域相談支援受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	第26条の8		15日	
94	医療受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	第33条第1項		30日	
◎健康福祉部 こども政策課						
95	公私連携法人の指定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第34条第1項		30日	
96	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可	児童福祉法	第34条の15第2項		30日	
97	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認	児童福祉法	第34条の15第7項		30日	
98	公私連携保育法人の指定	児童福祉法	第56条の8第1項		30日	
99	児童手当の受給資格、額の認定	児童手当法	第7条第1項及び第2項		30日	
100	児童手当の増額改定	児童手当法	第9条第1項		30日	
101	児童扶養手当の受給資格認定	児童扶養手当法	第6条第1項		30日	
102	児童扶養手当の増額改定	児童扶養手当法	第8条第1項		20日	
103	母子家庭自立支援給付金の支給	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条		30日	
104	父子家庭自立支援給付金の支給	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の10において準用する第31条		30日	
105	受給資格及び手当額の認定(住所変更後の認定を含む。)	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第6条		30日	
106	子ども手当の増額の改定	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第8条第1項		30日	
107	教育・保育給付認定	子ども・子育て支援法	第20条第1項及び第3項		申請のあった日から30日以内(第20条第6項)	
108	教育・保育給付認定の変更	子ども・子育て支援法	第23条第1項		申請のあった日から30日以内(第20条第6項)	
109	施設等利用給付認定	子ども・子育て支援法	第30条の5第1項		申請のあった日から30日以内(第30条の5第5項)	

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条例関連
110	施設等利用給付認定の変更	子ども・子育て支援法	第30条の8第1項		申請のあった日から30日以内(第30条の5第5項)	
111	特定教育・保育施設の確認	子ども・子育て支援法	第31条第1項		30日	
112	特定教育・保育施設の確認の変更	子ども・子育て支援法	第32条第1項		15日	
113	特定地域型保育事業者の確認	子ども・子育て支援法	第43条第1項		30日	
114	特定地域型保育事業者の確認の変更	子ども・子育て支援法	第44条		15日	
115	特定子ども・子育て支援施設等の確認	子ども・子育て支援法	第58条の2		30日	
116	支給認定証の再交付	子ども・子育て支援法施行規則	第16条第1項		5日	
◎健康福祉部 こども家庭支援課						
117	妊婦給付認定	子ども・子育て支援法	第10条の9第1項		30日	
◎健康福祉部 健康増進課						
118	障害年金等の給付	予防接種法	第15条第1項		30日	
◎健康福祉部 介護保険課						
119	被保険者証の交付	介護保険法	第12条第3項		3日	
120	要介護認定	介護保険法	第27条第1項		30日以内(法第27条第11項)	
121	要介護認定の更新	介護保険法	第28条第2項		30日以内(法第28条第4項において準用する法第27条第11項)	
122	要介護状態区分の変更の認定	介護保険法	第29条第1項		30日以内(法第29条第2項において準用する法第27条第11項)	
123	要支援認定	介護保険法	第32条第1項		30日以内(法第32条第9項において準用する法第27条第11項)	
124	要支援認定の更新	介護保険法	第33条第2項		30日以内(法第33条第4項において準用する法第27条第11項)	
125	要支援状態区分の変更の認定	介護保険法	第33条の2第1項		30日以内(法第33条の2第2項において準用する法第32条第9項において準用する法第27条第11項)	
126	介護保険サービスの種類の指定変更	介護保険法	第37条第2項		30日	
127	居宅介護サービス費の支給	介護保険法	第41条第1項		30日	
128	特例居宅介護サービス費の支給	介護保険法	第42条第1項		30日	
129	地域密着型介護サービス費の支給	介護保険法	第42条の2第1項		30日	
130	特例地域密着型介護サービス費の支給	介護保険法	第42条の3第1項		30日	
131	居宅介護福祉用具購入費の支給	介護保険法	第44条第1項		30日	
132	居宅介護住宅改修費の支給	介護保険法	第45条第1項		30日	
133	居宅介護サービス計画費の支給	介護保険法	第46条第1項		30日	

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条 例関連
134	特例居宅介護サービス計画費の支給	介護保険法	第47条第1項		30日	
135	施設介護サービス費の支給	介護保険法	第48条第1項		30日	
136	特例施設介護サービス費の支給	介護保険法	第49条第1項		30日	
137	居宅介護サービス費等の額の特例	介護保険法	第50条		15日	
138	高額介護サービス費の支給	介護保険法	第51条第1項		30日	
139	高額医療合算介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の2第1項		30日	
140	特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の3第1項		30日	
141	特例特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の4第1項		30日	
142	介護予防サービス費の支給	介護保険法	第53条第1項		30日	
143	特例介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条第1項		30日	
144	地域密着型介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条の2第1項		30日	
145	特例地域密着型介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条の3第1項		30日	
146	介護予防福祉用具購入費の支給	介護保険法	第56条第1項		30日	
147	介護予防住宅改修費の支給	介護保険法	第57条第1項		30日	
148	介護予防サービス計画費の支給	介護保険法	第58条第1項		30日	
149	特例介護予防サービス計画費の支給	介護保険法	第59条第1項		30日	
150	介護予防サービス費等の額の特例	介護保険法	第60条		15日	
151	高額介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条第1項		30日	
152	高額医療合算介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の2第1項		30日	
153	特定入所者介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の3第1項		30日	
154	特例特定入所者介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の4第1項		30日	
155	被保険者証の再交付	介護保険法施行規則	第27条第1項		15日	
156	特定入所者の負担限度額の認定	介護保険法施行規則	第83条の6第1項 (第97条の4及び 第172条の2にお いて準用する場 合を含む。)		30日	
157	負担限度額認定証の再交付	介護保険法施行規則	第83条の6第7項 (第97条の4及び 第172条の2にお いて準用する場 合を含む。)		15日	
158	負担限度額及び特定負担限度額の差額の支給	介護保険法施行規則	第83条の8第1項 (第97条の4及び 第172条の2にお いて準用する場 合を含む。)		30日	
◎環境生活部 市民課						
159	臨時運行の許可	道路運送車両法	第34条第2項		1日	
160	埋葬、火葬又は改葬の許可	墓地、埋葬等に関する法律	第5条第1項	【共通担当部署】 環境生活部 市民課 環境生活部 環境政策課	1日	
161	未熟児に対する養育医療の給付の決定	母子保健法	第20条第1項		30日	
162	被保険者証の交付	国民健康保険法	第9条第2項		3日	
163	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予	国民健康保険法	第44条第1項		30日	
164	療養費の支給	国民健康保険法	第54条第1項		90日	
165	特別療養費の支給	国民健康保険法	第54条の3第1項 及び第2項		90日	
166	移送費の支給	国民健康保険法	第54条の4第1項		90日	

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条例関連
167	特別療養給付の支給	国民健康保険法	第55条第1項		90日	
168	高額療養費の支給	国民健康保険法	第57条の2第1項		30日	
169	高額介護合算療養費の支給	国民健康保険法	第57条の3第1項		30日	
170	特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定	国民健康保険法施行令	第29条の2第7項		7日	
171	特定疾病に係る市町村又は組合の認定	国民健康保険法施行令	第29条の2第8項		7日	
172	資格確認書の交付	国民健康保険法施行規則	第6条第2項		30日	
173	資格確認書の再交付	国民健康保険法施行規則	第7条第3項		7日	
174	被保険者の資格に係る事実を記載した書面の交付	国民健康保険法施行規則	第7条の2の2第2項		30日	
175	高齢受給者証の交付	国民健康保険法施行規則	第7条の4第1項		30日	
176	高齢受給者証の再交付	国民健康保険法施行規則	第7条の4第4項		7日	
177	食事療養減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第26条の3第2項		7日	
178	食事療養減額認定証の再交付	国民健康保険法施行規則	第26条の3第5項		15日	
179	食事療養標準負担額減額の特例	国民健康保険法施行規則	第26条の5第1項		7日	
180	生活療養減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第26条の6の4第2項		7日	
181	生活療養減額認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)	国民健康保険法施行規則	第26条の6の4第4項		7日	
182	特定疾病受療証の再交付	国民健康保険法施行規則	第27条の13第8項		7日	
183	限度額適用認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第27条の14の2第2項		30日	
184	限度額適用認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)	国民健康保険法施行規則	第27条の14の2第5項		7日	
185	限度額適用認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第27条の14の4第2項		30日	
186	限度額適用認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)	国民健康保険法施行規則	第27条の14の4第4項		7日	
187	限度額適用・減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第27条の14の5第2項		30日	
188	限度額適用・減額認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)	国民健康保険法施行規則	第27条の14の5第4項		7日	
189	特別療養証明書書の交付	国民健康保険法施行規則	第28条第2項		30日	
190	特別療養証明書書の再交付	国民健康保険法施行規則	第28条第6項		7日	

◎環境生活部 環境政策課

191	熱中症対策普及団体の指定	気候変動適応法	第23条第1項		30日	
192	熱中症対策普及団体の名称等の変更	気候変動適応法施行規則	第8条第1項		15日	
193	犬の登録及び鑑札の交付	狂犬病予防法	第4条第2項		7日	
194	犬の予防注射済票の交付	狂犬病予防法	第5条第2項		7日	
195	犬の鑑札の再交付	狂犬病予防法施行令	第1条の2		7日	
196	犬の予防注射済票の再交付	狂犬病予防法施行令	第3条		7日	
197	事業の転換に関する計画の認定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	第7条第1項		30日	
198	事業転換計画の変更の認定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則	第5条第3項		30日	
199	埋葬、火葬又は改葬の許可	墓地、埋葬等に関する法律	第5条第1項	【共通担当部署】 環境生活部 市民課 環境生活部 環境政策課	1日	
200	墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可(変更及び廃止許可を含む。)	墓地、埋葬等に関する法律	第10条		30日	

◎環境生活部 衛生処理場

201	一般廃棄物収集・運搬業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第1項		30日	
202	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第2項		20日	

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条例関連
203	一般廃棄物処分業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第6項		30日	
204	一般廃棄物処分業の許可の更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第7項		20日	
205	一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2第1項		30日	
206	一般廃棄物処分業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2第1項		30日	
207	再生利用一般廃棄物・運送業者の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第2条第2号		30日	
208	再生利用一般廃棄物処分業者の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第2条の3第2号		30日	
209	浄化槽清掃業の許可(許可の更新を含む。)	浄化槽法	第35条		30日(更新の場合は20日)	
◎産業振興部 産業企画課						
210	中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定	中心市街地の活性化に関する法律	第22条第1項		30日	
211	認定計画の変更認定	中心市街地の活性化に関する法律	第25条第1項		20日	
212	地位の承継の承認	中心市街地の活性化に関する法律	第27条		30日	
213	中心市街地整備推進機構の指定	中心市街地の活性化に関する法律	第61条第1項		30日	
214	先端設備等導入計画の認定	中小企業等経営強化法	第52条第1項		30日	
215	先端設備等導入計画の変更の認定	中小企業等経営強化法	第53条第1項		30日	
216	組合設立の認可	商店街振興組合法	第36条第1項		30日	
217	総会招集の承認	商店街振興組合法	第59条		30日	
218	定款の変更の認可	商店街振興組合法	第62条第2項		30日	
219	余裕金運用の認可	商店街振興組合法	第67条の2ただし書		30日	
220	合併の認可	商店街振興組合法	第73条第3項		30日	
221	商店街整備計画の認定	中小小売商業振興法	第4条第1項		30日	
222	店舗集団化計画の認定	中小小売商業振興法	第4条第2項		30日	
223	共同店舗等整備計画の認定	中小小売商業振興法	第4条第3項		30日	
224	商店街整備等支援計画の認定	中小小売商業振興法	第4条第6項		30日	
225	高度化事業計画変更の認定	中小小売商業振興法施行令	第9条第1項		30日	
◎産業振興部 農林水産課						
226	海岸保全区域の占用の許可	海岸法	第7条第1項		おおむね3週間(通知による目安)	
227	海岸保全区域内の行為の許可	海岸法	第8条第1項		おおむね3週間(通知による目安)	
228	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認	海岸法	第13条第1項		おおむね1箇月(通知による目安)	
229	操作規程の承認及び変更承認	海岸法	第14条の3第1項及び第5項		30日	
230	海岸協力団体の指定	海岸法	第23条の3第1項		30日	
231	市民農園の開設の認定	市民農園整備促進法	第7条第1項		90日	
232	市民農園整備運営計画の変更の認定	市民農園整備促進法	第7条第5項		90日	
233	農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項		30日	
234	施設の配置に関する協定の認可	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の2第1項		30日	
235	施設の維持運営に関する協定の認定	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の12第1項		30日	
236	農業経営改善計画の認定	農業経営基盤強化促進法	第12条第1項		30日	

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条例関連
237	農業経営改善計画の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	第13条第1項		30日	
238	青年等就農計画の認定	農業経営基盤強化促進法	第14条の4第1項		30日	
239	青年等就農計画の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	第14条の5第1項		30日	
240	農用地利用規程の認定	農業経営基盤強化促進法	第23条第1項		30日	
241	農用地利用規程の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	第24条第1項		30日	
242	特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認	農業経営基盤強化促進法施行令	第12条ただし書		30日	
243	有機農業を促進するための栽培管理に関する協定締結の認可	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第31条第1項		30日	
244	協定の変更の認可	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第34条第1項		30日	
245	協定の廃止の認可	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第36条第1項		30日	
246	経営改善計画の認定	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	第2条の5		30日	
247	土地への立入等の許可	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	第25条第2項		30日	
248	特用林の指定	森林法	第10条の8第1項第7号		15日	
249	自家用林の指定	森林法	第10条の8第1項第8号		15日	
250	施業実施協定の認可	森林法	第10条の11第1項		15日	
251	施業実施協定の変更の認可	森林法	第10条の11の5第1項		15日	
252	施業実施協定の廃止の認可	森林法	第10条の11の7第1項		15日	
253	共有林の一部の森林所有者が不確知である旨等の公告	森林法	第10条の12の3		30日	
254	森林経営計画の認定	森林法	第11条第5項		20日	
255	森林経営計画の変更認定	森林法	第12条第2項		20日	
256	火入れの許可	森林法	第21条第1項		15日	
257	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可	森林法	第49条第1項		30日	
258	森林病虫害等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可	森林法	第49条第6項		15日	
259	特定漁港漁場整備事業の施行のため他人の土地等への立入り又は使用の許可	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第24条第1項		30日	
260	漁港施設処分の許可	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第37条第1項		45日	
261	特定漁港施設運営の事業を実施するために必要な資力及び信用の認定	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第37条の2第1項		45日	
262	漁港施設の利用(変更含む。)許可	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第38条		45日	
263	漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設等の許可	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第39条第1項		45日	
264	実施計画の認定及び変更認定	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第43条第1項及び第4項		30日	
265	漁港水面施設運営権に関する実施計画の認定	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第50条第1項		30日	
266	漁港水面施設運営権の移転の許可	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第55条第2項		30日	
267	漁港水面施設運営権の存続期間の更新	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第57条第3項		30日	
268	漁港協力団体の指定	漁港及び漁場の整備等に関する法律	第61条第1項		30日	
269	設備整備計画の認定	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	第7条第3項		60日	
270	設備整備計画の変更	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	第8条第1項		60日	

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条例関連
271	船難報告書の認証	水難救護法	第10条第2項		30日	
272	救護費用支給の申立に係る費用の決定	水難救護法	第15条第1項		30日	
273	売却、抵当及び質入れの為の認可	水難救護法	第16条第4項		30日	
274	埋立ての免許(漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条第1項又は第2項の規定により漁港管理者が市町村である漁港の区域(河川区域と重複する部分を除く。)に係るものに限る。以下同じ。)	公有水面埋立法	第2条第1項		180日	○
275	埋立ての変更の許可(第42条第3項において準用する第13条の2第1項の規定による承認を含む。)	公有水面埋立法	第13条の2第1項		180日	○
276	土地の立入り又は一時使用の許可(第42条第3項において準用する第14条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定による通知の受理を含む。)	公有水面埋立法	第14条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)		10日	○
277	権利の譲渡の許可	公有水面埋立法	第16条第1項		60日	○
278	しゅん功認可	公有水面埋立法	第22条第1項		60日	○
279	工作物の設置の許可	公有水面埋立法	第23条第1項ただし書		10日	○
280	権利の移転又は設定の許可	公有水面埋立法	第27条第1項		30日	○
281	用途の変更の許可	公有水面埋立法	第29条第1項		30日	○
282	免許の効力の復活の処分	公有水面埋立法	第34条第1項ただし書		30日	○
283	原状回復義務の免除	公有水面埋立法	第35条第1項ただし書(第36条において準用する場合を含む。)		45日	○
284	埋立ての承認	公有水面埋立法	第42条第1項		60日	○
285	販売許可証の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第6項		15日	○
286	鳥獣捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可(鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害防止の目的でかすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて鳥獣(ツキノワグマを除く。)の捕獲等をしようとする場合若しくは鳥類の卵の採取等をしようとする場合、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的でイノシシの捕獲等をしようとする場合又は飼養の目的でかすみ網を使用する以外の猟法を用いてメジロの捕獲をしようとする場合に係るものに限る。)及び許可証の交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第1項及び第7項		30日	○
287	従事者証の交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第8項		30日	○
288	許可証又は従事者証の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第9条第9項		15日	○
289	飼養の登録及び登録票の交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第1項及び第3項		30日	○
290	有効期間の更新	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第5項		30日	○
291	登録票の再交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第19条第6項		15日	○
292	販売の許可(ヤマドリに限る。)及び販売許可証の交付	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第1項及び第5項		30日	○

◎産業振興部 農地整備課

293	農地利用規約の認定	農住組合法	第13条第3項		30日	
294	農業経営の改善及び安定のための計画の認定	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	第5条		30日	
295	農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	第7条		30日	
296	農用地の保全等に関する協定の認定	集落地域整備法	第8条第1項		30日	
297	事業計画の認定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第7条第5項		30日	
298	事業計画の変更認定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第8条第1項		15日	
299	事業計画の認定	都市農地の貸借の円滑化に関する法律	第4条第1項		30日	

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条 例関連
300	事業計画の変更の認定	都市農地の貸借の円滑化に関する法律	第6条第1項		30日	
301	農用地利用集積等促進計画の認可(農地中間管理権の設定等を受ける土地が第18条第5項第6号イに掲げる土地(農地法附則第2項第3号に規定する場合で農林水産大臣との協議を要するものに限る。)又は口に掲げる土地のいずれかに該当する場合を除く。)	農地中間管理事業の推進に関する法律	第18条第1項		30日	○
◎建設部 事業推進課						
302	測量標の移転の請求(公共測量)	測量法	第39条において準用する第24条第1項		30日	
303	測量標の使用の承認(公共測量)	測量法	第39条において準用する第26条		30日	
304	測量成果の複製の承認(公共測量)	測量法	第43条		30日	
305	測量成果の使用の承認(公共測量)	測量法	第44条第1項		30日	
306	障害物の伐除のための許可	土地収用法	第14条第1項		1箇月(通知による平均日)	
307	山林原野等の伐除の許可	土地収用法	第14条第3項		14日(通知による平均日)	
308	非常災害の際の土地の使用に係る許可	土地収用法	第122条第1項		設定なじまない(通知より)	
309	非常災害の際の土地の使用に係る許可(第122条第1項の準用)	土地収用法	第138条第1項		設定なじまない(通知より)	
310	所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	第47条第1項		30日	
◎建設部 都市計画課						
311	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可	都市計画法	第26条第1項及び第3項		30日	
312	田園住居地域内の農地の区域内の土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行う許可	都市計画法	第52条第1項		30日	
313	市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内の土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可	都市計画法	第52条の2第1項		30日	
314	都市計画施設等の区域内における建築の許可	都市計画法	第53条第1項		30日	
315	施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可(第52条の2第1項の準用)	都市計画法	第57条の3第1項		30日	
316	都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可	都市計画法	第65条第1項		30日	
317	都市計画協力団体の指定	都市計画法	第75条の5第1項		30日	
318	都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)	都市再生特別措置法	第45条の2第4項		30日	
319	都市再生歩行者経路協定の変更認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)	都市再生特別措置法	第45条の5第1項		30日	

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条例関連
320	都市再生歩行者経路協定の廃止の認可（法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。）	都市再生特別措置法	第45条の9第1項		30日	
321	一の所有者による都市再生歩行者経路協定の認可（法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。）	都市再生特別措置法	第45条の11第1項		30日	
322	都市利便増進協定の認定	都市再生特別措置法	第74条第1項		30日	
323	都市利便増進協定の変更認定	都市再生特別措置法	第76条第1項		15日	
324	低未利用土地利用促進協定の認可	都市再生特別措置法	第80条の3第4項		30日	
325	低未利用土地利用促進協定の変更認可	都市再生特別措置法	第80条の5		15日	
326	宅地造成等工事規制区域の指定等に係る基礎調査のための土地の試掘等の許可（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の適用）	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		30日	
327	宅地造成等に関する工事の許可（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の適用）	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		30日	
328	工事計画の変更の許可（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の適用）	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		30日	
329	宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査及び検査済証の交付（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第17条の適用）	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		30日	
330	土石の堆積に関する工事完了の確認及び確認済証の交付（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第4項の適用）	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		30日	
331	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第18条の適用）	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		30日	
332	開発行為の許可（第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第29条第1項の適用）	都市再生特別措置法	第93条第1項		30日	
333	開発行為の変更許可（第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第35条の2第1項の適用）	都市再生特別措置法	第93条第1項		30日	
334	工事完了の検査（第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第36条第2項の適用）	都市再生特別措置法	第93条第1項		30日	
335	開発許可を受けた開発区域内の土地における公告前の建築物の建築等の特例承認（第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第37条ただし書の適用）	都市再生特別措置法	第93条第1項		30日	
336	建築物の建蔽率等の指定の特例許可（第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第41条第2項ただし書の適用）	都市再生特別措置法	第93条第1項		30日	
337	開発許可を受けた土地における建築等の特例許可（第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第42条第1項ただし書の適用）	都市再生特別措置法	第93条第1項		30日	

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条例関連
338	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第43条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項		30日	
339	開発許可に基づく地位の承継の承認(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第45条の適用)	都市再生特別措置法	第93条第1項		30日	
340	跡地等管理協定の締結の認可及び変更認可	都市再生特別措置法	第111条第4項(第113条において準用する場合を含む。)		30日	
341	都市再生推進法人の指定	都市再生特別措置法	第118条第1項		30日	
342	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可	都市公園法	第5条第2項		30日	
343	設置等予定者の選定	都市公園法	第5条の4第3項		30日	
344	公募設置等計画の認定	都市公園法	第5条の5第1項		30日	
345	公募設置等計画の変更の認定	都市公園法	第5条の6第1項		30日	
346	地位の承継の承認	都市公園法	第5条の8		30日	
347	都市公園の占用許可	都市公園法	第6条第1項		10開庁日	
348	都市公園の占用許可の変更	都市公園法	第6条第3項		10開庁日	
349	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可(第5条の準用)	都市公園法	第33条第4項		30日	
350	公園予定地の占用許可・変更の許可(第6条の準用)	都市公園法	第33条第4項		30日	
351	景観重要建造物の現状変更の許可	景観法	第22条第1項		30日	
352	景観重要樹木の現状変更の許可	景観法	第31条第1項		30日	
353	管理協定の締結の認可	景観法	第36条第3項		30日	
354	管理協定の変更の認可(第36条第3項の準用)	景観法	第40条		30日	
355	景観地区内の建築物計画の認定	景観法	第63条第1項		30日以内 (法第63条第2項)	
356	仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和存続の許可	景観法	第77条第3項		30日	
357	景観協定の締結の認可	景観法	第81条第4項		30日	
358	景観協定の変更の認可	景観法	第84条第1項		30日	
359	景観協定の廃止の認可	景観法	第88条第1項		30日	
360	一の所有者による景観協定の認可	景観法	第90条第1項		30日	
361	景観整備機構の指定	景観法	第92条第1項		30日	
362	空家等管理活用支援法人の指定	空家等対策の推進に関する特別措置法	第23条第1項		30日	
363	供給計画の認定	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第2条第1項		30日	
364	供給計画の変更の認定	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第5条第1項		30日	
365	特定優良賃貸住宅に係る地位の承継の承認	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第9条		30日	
366	特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の補助	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第12条		30日	
367	家賃の減額に要する費用の補助	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第15条		30日	
368	住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可	住宅地区改良法	第9条第1項	【共通担当部署】 建設部 都市計画課 建設部 建築営繕課	30日	
369	基礎調査のための障害物の伐除の許可	宅地造成及び特定盛土等規制法	第6条第1項		30日	
370	特定優良賃貸住宅の入居者資格の特例承認	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法	第13条第1項		30日	

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条 例関連
371	移動等円滑化経路協定の認可	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第41条第3項		40日	
372	移動等円滑化経路協定の変更認可	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第44条第1項		40日	
373	移動等円滑化経路協定の廃止認可	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第48条第1項		40日	
374	一の所有者による移動等円滑化経路協定の認可	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第50条第1項		40日	
375	移動等円滑化施設協定の認可(第41条第3項の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第51条の2第3項		40日	
376	移動等円滑化施設協定の変更認可(第44条第1項の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第51条の2第3項		40日	
377	移動等円滑化施設協定の廃止認可(第48条第1項の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第51条の2第3項		40日	
378	一の所有者による移動等円滑化施設協定の認可(第50条の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第51条の2第3項		40日	
379	都市下水道への物件設置の許可	下水道法	第29条第1項		30日	
380	都市下水道管理者以外の者の工事・維持の承認	下水道法	第31条		30日	
◎建設部 土地区画整理課						
381	測量又は調査のための土地の立入り等の認可	土地区画整理法	第72条第1項		30日	
382	障害物の伐除の認可	土地区画整理法	第72条第6項		30日	
383	公告後における建築行為等の許可	土地区画整理法	第76条第1項		30日	
384	建築物等の移転又は除去の認可	土地区画整理法	第77条第8項		30日	
385	移転、除去の際の建築物等の使用許可	土地区画整理法	第77条第9項		30日	
386	換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等	土地区画整理法	第85条の2第5項		30日	
387	換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等	土地区画整理法	第85条の3第4項		30日	
388	換地又は共有持分を与える工事を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等	土地区画整理法	第85条の4第5項		30日	
◎建設部 建築営繕課						
389	低炭素建築物新築等計画の認定	都市の低炭素化の促進に関する法律	第53条第1項		30日	
390	低炭素建築物新築等計画の変更の認定	都市の低炭素化の促進に関する法律	第55条第1項		30日	
391	建築確認	建築基準法	第6条第1項		35日(第6条第1項第1号～第3号の建築物)・7日(第6条第1項第4号の建築物)(法第6条第4項根拠)	
392	完了検査	建築基準法	第7条第1項		受理した日から7日以内(法第7条第4項)	
393	建築物に関する中間検査	建築基準法	第7条の3第1項		受理した日から4日以内(法第7条の3第4項)	
394	道の位置の指定	建築基準法	第42条第1項第5号		30日	
395	建築物の敷地と道路との関係の建築承認(その敷地が幅員4メートル以上の道に2メートル以上接する建築物)	建築基準法	第43条第2項第1号		30日	
396	応急仮設建築物の存続の許可	建築基準法	第85条第3項		30日	
397	仮設建築物の建築許可	建築基準法	第85条第6項		30日	
398	総合的設計による一団地の建築物の特例認定	建築基準法	第86条第1項		30日	
399	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定	建築基準法	第86条第2項		30日	
400	公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造の認定	建築基準法	第86条の2第1項		30日	
401	総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の適用除外の認定	建築基準法	第86条の6第2項		30日	

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条例関連
402	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定	建築基準法	第86条の8第1項		30日	
403	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更認定	建築基準法	第86条の8第3項		30日	
404	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定	建築基準法	第87条の2第1項		30日	
405	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更認定(第86条の8第3項の準用)	建築基準法	第87条の2第2項		30日	
406	建築物の災害救助用建築物又は公益的建築物としての継続使用許可	建築基準法	第87条の3第3項		30日	
407	建築物の興行場等としての使用許可	建築基準法	第87条の3第6項		30日	
408	工作物の確認(第6条の準用)	建築基準法	第88条第1項		受理した日から7日以内(第88条第1項の読替規定)	
409	工作物の完了検査(第7条第1項の準用)	建築基準法	第88条第1項		受理した日から7日以内(法第7条第4項)	
410	道に関する基準の例外の認定	建築基準法施行令	第144条の4第1項第1号ホ		30日	
411	建築物の耐震改修の計画の認定	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第3項		30日	
412	認定を受けた計画の変更の認定(第17条第3項の準用)	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第18条第1項		30日	
413	建築物の地震に対する安全性に係る認定	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第22条第2項		30日	
414	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第25条第2項		30日	
415	特定入居者の賃貸の承認	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第28条第1項		30日	
416	住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可	住宅地区改良法	第9条第1項	【共通担当部署】 建設部 都市計画課 建設部 建築営繕課	30日	
417	管理計画の認定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第5条の3第1項		30日	
418	管理計画の認定の更新	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第5条の6第1項		30日	
419	管理計画の変更の認定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第5条の7第1項		30日	
420	指定認定事務支援法人の指定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令	第1条第1項		30日	
421	組合設立の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第9条第1項		30日	
422	定款又は事業計画の変更認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第34条第1項		30日	
423	組合解散の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第38条第4項		30日	
424	決算報告の承認	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第42条		30日	
425	マンション建替事業施行の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第45条第1項		30日	
426	規準又は規約及び事業計画の変更認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第50条第1項		30日	
427	施行者の変動による規約の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第51条第3項		30日	
428	マンション建替事業の廃止及び終了の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第54条第1項		30日	
429	権利変換計画の認可及び変更認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第57条第1項(第66条において準用する場合を含む。)		30日	
430	施行者による管理規約の設定の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第94条第1項及び第3項		30日	
431	除却の必要性に係る認定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第102条第2項		30日	
432	買受計画の認定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第109条第1項		30日	

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条例関連
433	買受計画の変更認定	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第111条第1項		30日	
434	組合設立の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第120条第1項		30日	
435	定款又は資金計画の変更認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第134条第1項		30日	
436	組合解散の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第137条第4項		30日	
437	分配金取得計画の認可及び変更認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第141条第1項(第145条において準用する場合を含む。)		30日	
438	組合設立の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第168条第1項		30日	
439	定款又は事業計画の変更認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第183条第1項		30日	
440	組合解散の認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第186条第4項		30日	
441	敷地権利変換計画の認可及び変更認可	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第190条第1項(第197条において準用する場合を含む。)		30日	
442	長期優良住宅建築等計画等の認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第6条第1項		30日	
443	認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第8条第1項		30日	
444	譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第9条第1項及び第3項		30日	
445	地位の承継の承認	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第10条		30日	
446	建築物エネルギー消費性能確保計画(変更を含む。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第11条第1項及び第2項		建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から14日以内(第11条第3項)	
447	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第29条		30日	
448	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第31条第1項		15日	
449	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第1項		30日	
450	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第18条第1項		30日	
451	協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条の2第1項		30日	
452	協定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定(第18条の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条の2第5項		30日	

◎建設部 土木課

453	道路管理者以外の者が行う工事の承認	道路法	第24条		30日	
454	道路の占用の許可	道路法	第32条第1項		30日	
455	道路の占用の変更の許可	道路法	第32条第3項		30日	
456	入札占用計画の認定	道路法	第39条の5第1項		30日	
457	入札占用計画の変更の認定	道路法	第39条の6第1項		15日	
458	占用入札を行つた場合における道路の占用の許可	道路法	第39条の7第1項		30日	
459	限度超過車両の通行許可	道路法	第47条の2第1項		30日	
460	歩行者利便増進計画の認定	道路法	第48条の26第1項		30日	
461	歩行者利便増進計画の変更の認定	道路法	第48条の27第1項		15日	
462	公募を行つた場合における道路の占用の許可	道路法	第48条の28第1項		30日	
463	地位の承継の承認	道路法	第48条の29		30日	
464	車両の停留の許可	道路法	第48条の32第1項		30日	

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条 例関連
465	車両の停留の変更の許可	道路法	第48条の32第3項		30日	
466	自動車専用道路との連結の許可	道路法	第48条の5第1項		30日	
467	自動車専用道路との連結の変更許可	道路法	第48条の5第3項		30日	
468	道路協力団体の指定	道路法	第48条の60第1項		30日	
469	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可	道路法	第91条第1項		30日	
470	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可(第32条第1項及び第3項の準用)	道路法	第91条第2項		30日	
471	特殊車両の通行認定	車両制限令	第12条		30日	
472	沿道整備推進機構の指定	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第13条の2第1項		30日	
473	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	河川法	第100条において準用する第20条		10日(通知による。)	
474	流水占用の許可	河川法	第100条において準用する第23条		新規16日(県土整備事務所経由日数9日)更新13日(県土整備事務所経由日数6日)(通知による。)	
475	流水の占用の登録	河川法	第100条において準用する第23条の2		30日	
476	土地占用の許可	河川法	第100条において準用する第24条		新規18日・更新7日(通知による。)	
477	土石等の採取の許可	河川法	第100条において準用する第25条		10日(通知による。)	
478	工作物の新築等の許可	河川法	第100条において準用する第26条第1項		10日(法第24条の許可を伴う場合は18日)(通知による。)	
479	土地の掘削等の許可	河川法	第100条において準用する第27条第1項		10日(法第24条の許可を伴う場合は18日)(通知による。)	
480	竹木の流送の許可等	河川法	第100条において準用する第28条		未設定(通知による。)	
481	河川管理上支障のある行為の許可等	河川法	第100条において準用する第29条第1項		未設定(通知による。)	
482	河川管理上支障のある行為の許可等(2級河川)	河川法	第100条において準用する第29条第2項		未設定(通知による。)	
483	許可工作物の完成検査	河川法	第100条において準用する第30条第1項		未設定(通知による。)	
484	許可工作物の完成前の使用の承認	河川法	第100条において準用する第30条第2項		未設定(通知による。)	
485	権利譲渡の承認	河川法	第100条において準用する第34条第1項		6日(通知による。)	
486	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定	河川法	第100条において準用する第43条第1項		30日	
487	ダム操作規程の承認	河川法	第100条において準用する第47条第1項		30日	
488	渇水時における水利使用の特例の承認	河川法	第100条において準用する第53条の2第1項		審査基準を満たしている場合には直ちに承認(通知による。)	

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条 例関連
489	河川保全区域内の行為の許可	河川法	第100条において準用する第55条第1項		10日(通知による。)	
490	河川予定地内の行為の許可	河川法	第100条において準用する第57条第1項		10日(通知による。)	
491	河川保全立体区域における行為の許可	河川法	第100条において準用する第58条の4第1項		10日(通知による。)	
492	河川予定立体区域における行為の許可	河川法	第100条において準用する第58条の6第1項		10日(通知による。)	
493	河川協力団体の指定	河川法	第100条において準用する第58条の8第1項		30日	
◎上下水道部 水道課						
494	給水開始前の水質検査及び施設検査(法第48条の2第1項における読替え)	水道法	第13条第1項		30日	
495	工事設計の確認(法第48条の2第1項における読替え)	水道法	第32条		申請を受理した日から起算して30日以内(法第33条第6項)	
◎上下水道部 下水道課						
496	公共下水道等の排水施設からの下水の取水等及び変更の許可	都市の低炭素化の促進に関する法律	第47条第1項及び第3項		30日	
497	排水設備設置義務の免除に係る許可	下水道法	第10条第1項ただし書		30日	
498	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認	下水道法	第16条		30日	
499	公共下水道の排水施設への物件設置の許可	下水道法	第24条第1項		30日	
500	雨水貯留浸透施設整備計画の認定	下水道法	第25条の10第1項		30日	
501	雨水貯留浸透施設整備計画の変更の認定	下水道法	第25条の13第1項		30日	
502	地位の承継の承認	下水道法	第25条の19		30日	
503	排水設備の設置の承認	浄化槽法	第12条の10第1項		30日	
◎消防部 予防課						
504	防火対象物の定期点検報告制度の特例認定	消防法	第8条の2の3第1項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		30日	
505	危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認	消防法	第10条第1項ただし書		30日	
506	危険物施設設置・変更の許可	消防法	第11条第1項		30日	
507	危険物施設の完成検査	消防法	第11条第5項前段		30日	
508	仮使用の承認	消防法	第11条第5項後段		30日	
509	危険物施設の完成検査前検査	消防法	第11条の2第1項		30日	
510	予防規程の認可、変更認可	消防法	第14条の2第1項		30日	
511	定期保安検査	消防法	第14条の3第1項		30日	
512	臨時保安検査	消防法	第14条の3第2項		30日	
513	完成検査済証の再交付	危険物の規制に関する政令	第8条第4項		15日	
514	保安検査時期の変更	危険物の規制に関する政令	第8条の4第2項ただし書		30日	
515	譲渡又は譲受けの許可	火薬類取締法	第17条第1項		15日	○
516	譲渡許可証又は譲受許可証の交付	火薬類取締法	第17条第4項		15日	○
517	譲渡許可証又は譲受許可証の再交付	火薬類取締法	第17条第8項		5日	○

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条 例関連
518	消費の許可	火薬類取締法	第25条第1項		15日	○
519	廃棄の許可	火薬類取締法	第27条第1項		15日	○
520	保安教育計画の制定及び変更の認可	火薬類取締法	第29条第5項において準用する同条第1項		15日	○
521	製造の許可	高圧ガス保安法	第5条第1項		30日	○
522	第一種製造者の製造のための施設等の変更の許可	高圧ガス保安法	第14条第1項		30日	○
523	第一種貯蔵所の設置の許可	高圧ガス保安法	第16条第1項(同条第3項においてみなして適用する場合を含む。)		30日	○
524	第一種貯蔵所の変更の工事の許可	高圧ガス保安法	第19条第1項		30日	○
525	充てん設備の許可	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第37条の4第1項		30日	○
526	充てん設備の変更の許可	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項		30日	○
◎出納室						
527	指定納付受託者の指定	地方自治法	第231条の2の3第1項		90日	
528	指定公金事務取扱者の指定	地方自治法	第243条の2第1項		90日	
◎教育部 総務課						
529	学校施設利用の許可	社会教育法	第45条第1項		10日	
◎教育部 学校教育課						
530	小学校、中学校等への就学義務の猶予又は免除	学校教育法	第18条		30日	
531	小学校又は中学校の変更	学校教育法施行令	第8条		30日	
532	区域外就学等	学校教育法施行令	第9条		30日	
◎教育部 石見銀山課						
533	歴史的風致維持向上支援法人の指定	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	第34条第1項		30日	
534	史跡名勝天然記念物に関する現状変更等の許可	文化財保護法	第125条第1項		30日	
535	文化財保存活用支援団体の指定	文化財保護法	第192条の2第1項		30日	
◎選挙管理委員会事務局						
536	議会の解散の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第100条		15日	
537	施設の使用に要する費用の承認	地方自治法施行令	第107条第3項		30日	
538	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第110条		15日	
539	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)	地方自治法施行令	第113条		30日	
540	長の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第116条		15日	
541	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)	地方自治法施行令	第116条の2		30日	
542	施設の使用に要する費用の承認(第116条の2・第107条第3項の準用)	地方自治法施行令	第120条		30日	
543	投票実施請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第13条第2項		7日	
◎監査委員事務局						
544	事務の監査の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第99条		15日	
◎公平委員会事務局						
545	職員団体等の規約の認証	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律	第5条		60日	
546	職員団体の登録	地方公務員法	第53条第5項		30日	
◎農業委員会事務局						

大田市 法適用処分一覧表.xlsx 【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	県特例条 例関連
547	特定法人に対する農地等の権利移動の許可	構造改革特別区域法	第24条第1項		30日	
548	農地等の権利移動の許可	農地法	第3条第1項		28日	
549	農地の転用の許可	農地法	第4条第1項		35日(ただし、意見聴取分は42日)	
550	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可	農地法	第5条第1項		35日(ただし、意見聴取分は42日)	
551	特定農地貸付けに関する承認	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	第3条第3項		30日	
552	特定農地貸付けの変更の承認(第3条第3項の準用)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令	第4条第1項		30日	
553	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認	土地改良法	第3条第1項第2号		7日(省令第2条第3項)	
554	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認	土地改良法	第3条第2項		7日(前段のみ)(省令第2条第3項・令第1条の5準用)	
555	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定	土地改良法	第3条第3項		7日	
556	農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加資格の認定	土地改良法	第3条第4項		7日	
557	農地の転用の許可(附則第2項の規定による農林水産大臣との協議を要するものを除く。)	農地法	第4条第1項		35日(ただし、意見聴取分は42日)	○
558	農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可(附則第2項の規定による農林水産大臣との協議を要するものを除く。)	農地法	第5条第1項		35日(ただし、意見聴取分は42日)	○